

第 1 回 加 賀 市 都 市 計 画 審 議 会

平成 18 年 10 月 30 日 (月) 午後 2 時から

加賀市役所 別館 3 階 302 会議室

目 次

(1) 都市計画及び都市計画審議会について	1
(2) 今後予定している都市計画審議会の案件について事前説明	5
1) 山代温泉総湯再生に伴う都市計画道路の変更について	6
2) 片山津温泉中心部再生に伴う都市計画道路の変更について	9
3) 橋立丘陵地自然園整備に伴う土地区画整理の決定について	11

加賀市都市計画審議会

(1) 都市計画及び都市計画審議会について

都市計画

1 都市計画とは

都市における健康で文化的な生活と、機能的な活動を確保することを目的に、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地整備を図るための総合的な街づくりの計画です（都市計画法第1条、第2条 以下「法」とします）。その内容は土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画から成っています。

2 都市計画区域

都市計画を策定する場であり、都市計画法その他の法令の規制を受ける土地です。

区域は、

- (1) 市町村の中心の市街地を含んでいる区域で、
- (2) 人口、土地利用、交通などを勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域

に指定するものとされています。（法第5条）

平成17年10月の合併により、加賀市の都市計画区域は、加賀都市計画区域、山中都市計画区域の2つの都市計画区域が指定されています。

本来、都市計画区域は市町村の行政区域の中に縛られることなく定めるものですが、加賀都市計画区域は、旧加賀市の行政区域から山間部を除いた区域 A=13,411ha を指定しています。山中都市計画区域は温泉街を中心にした区域 A=691ha を指定しています。

3 都市計画マスタープラン

都市計画の目標、生活像、産業構造、自然環境などのビジョンを示し、具体の都市計画を定める上での基本方針となる計画です（法第18条の2）。

旧加賀市では平成10年10月に策定しており、山中町では未策定です。

4 土地利用に関する都市計画

(1) 市街化区域と市街化調整区域

無秩序な市街地の拡大を防ぎ、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を図るために、都市計画区域を二つの区域に区分するもので、「線引き制度」とよばれています（法第7条）。

加賀都市計画、山中都市計画区域ともこの線引きはなされていません。

(2) 地域地区

建築物の用途の混在による混乱を防止し、良好な市街地形成と、住居、商業、工業などが適正に配置された合理的な土地利用を実現するために定める用途地域を、加賀都市計画区域において定めております（第8条）。

ほかに、海陸交通の結節点として各種の経済活動の場である港湾の管理運営を行うために定める臨港地区を加賀都市計画区域に定め、都市の風致を維持するための風致地区を加賀都市計画区域と山中都市計画区域に定めています。

(3) 地区計画等

地区の特性・特徴に応じて建物の用途や形態、道路、公園などをきめ細かに定めて、良好な環境の地区や街区を誘導するものです（法第12条の4、第12条の5）。

加賀都市計画区域では、加賀温泉駅前作見地区、片山津温泉3区通り地区の2地区でこの地区計画を定めています。

5 都市施設と市街地開発事業に関する都市計画

都市施設は道路、公園、緑地、広場、下水道などで、都市計画には位置や区域、構造などを定めることになっています（法第11条）。

市街地開発事業は土地区画整理事業などの事業であり、都市計画には公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項を定めることになっています（法第12条）。

なお、都市計画に係る基本的な体系は都市計画の体系のとおりとなっています。

6 都市計画による制限

都市計画が定められると、次のような行為をしようとするときは、あらかじめ、許可や届出をする必要があります。このとき、都市計画の内容や基準に合致したもの以外は許可されません。

- (1) 一定の面積以上の開発行為（法第29条）
- (2) 都市計画施設内で行う建築（法第53条）
- (3) 風致地区内で行う建築や土地の区画形質の変更など（法第58条）
- (4) 地区計画区域内での建築や土地の区画形質の変更など（法第58条の2）

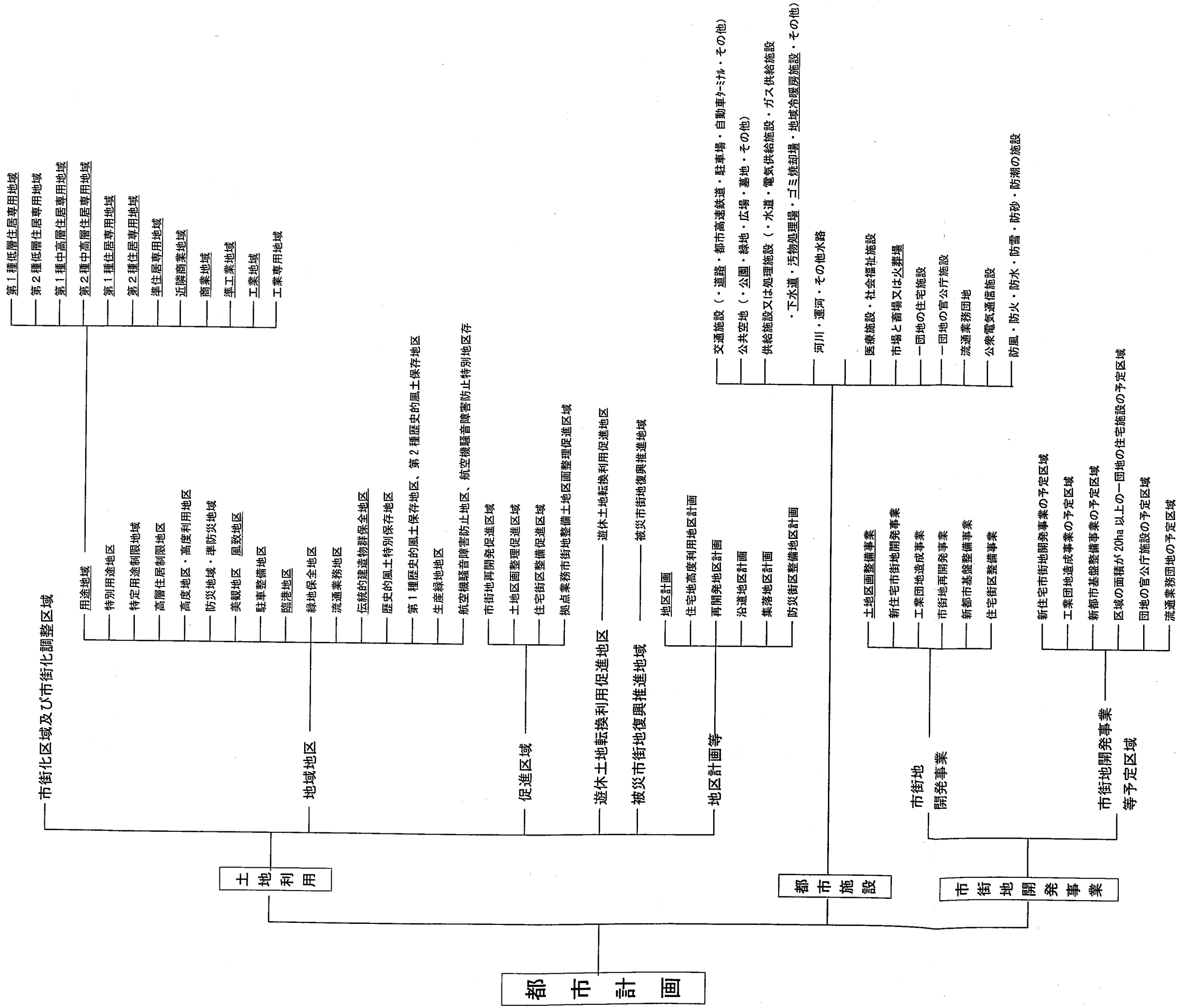
また、用途地域が定められたところでは、それぞれの用途地域で認められる建物用途以外の建物は建てることが出来ないなどの制限があります。（建築基準法第48条ほか）

7 都市計画事業

都市計画事業は都市計画に定められた都市施設の整備や、市街地開発事業の施行などで、市町村が都道府県知事の認可を受けて実施することが原則とされています。（法第59条）

都市計画の体系

下線は現在加賀市において決定（指定）されているもの



都市計画審議会

1 経緯

都市計画審議会は、市や県が都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市計画道路や都市公園などの都市施設の整備、並びに、市街地開発に関する計画を定める際に、都市計画法に基づき都市計画に関する事項を調査審議または建議する機関です。

地方分権の流れの中、平成 12 年の都市計画法改正により、これまでは任意の機関であった市町村の都市計画審議会の権限が大幅に拡大されました。このため、より一層慎重な調査審議が必要とされることから、各界各層から幅広く人材を求めて組織の充実を図り、これからの都市計画に備えたところです。

2 審議会の構成

都市計画は市民の生活に大きな影響を及ぼすため、都市計画を定めるときは行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、議会の議員、関係する行政機関、市民などから構成される審議会の調査審議を経て決定することになっています（法第 18 条、第 19 条）。

3 都道府県都市計画審議会

都道府県都市計画審議会は、都道府県知事が定めようとする都市計画案を調査審議するほか、知事の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議します。また、行政機関に対して都市計画に関する事項について進言することができます（法第 77 条）。

4 市町村都市計画審議会

市町村都市計画審議会は、市町村が定めようとする都市計画案を調査審議するほか、市町村長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議します。また、都道府県審議会と同様に、行政機関に対して都市計画に関する事項について進言することができます（法第 77 条の 2）。

加賀市都市計画審議会 は 12 人の委員により構成されています（加賀市都市計画審議会条例）。

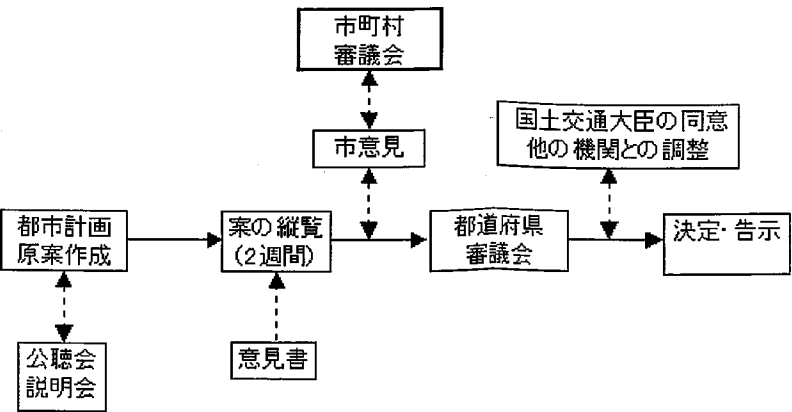
5 都市計画を定める者

広域的な観点から定めるべきものおよび根幹的施設については関係市町村の意見を聞き都道府県知事が都市計画を定めます。その他については市町村が定めます。（法第 15 条）

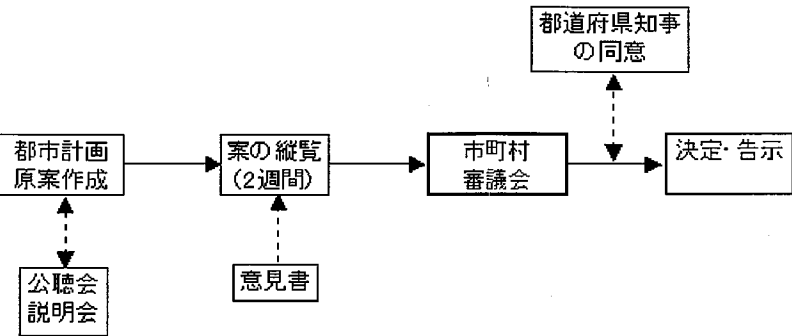
主な都市計画の種類	都道府県決定	市町村決定
用途地域		○
一般国道	○	
都道府県道	○	
市町村道	4 車線以上	4 車線未満
公園・広場	10 h a 以上	10 h a 未満
公共下水道	区域が 2 以上の市町村	その他
土地区画整理事業	50 h a 超	50ha 以下
地区計画		○

6 都市計画を定めるまでのながれ

(1) 都道府県知事が定める都市計画



(2) 市町村が定める都市計画



(法第 15 条の 2～法第 20 条)

加賀市都市計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 186 号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の2第1項の規定に基づき、加賀市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 本市に住所を有する者

(委員の任期)

第3条 前条第2項第1号及び第4号の委員の任期は、4年とする。

2 前条第2項第2号及び第3号の委員の任期は、その在職期間とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の審議会は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

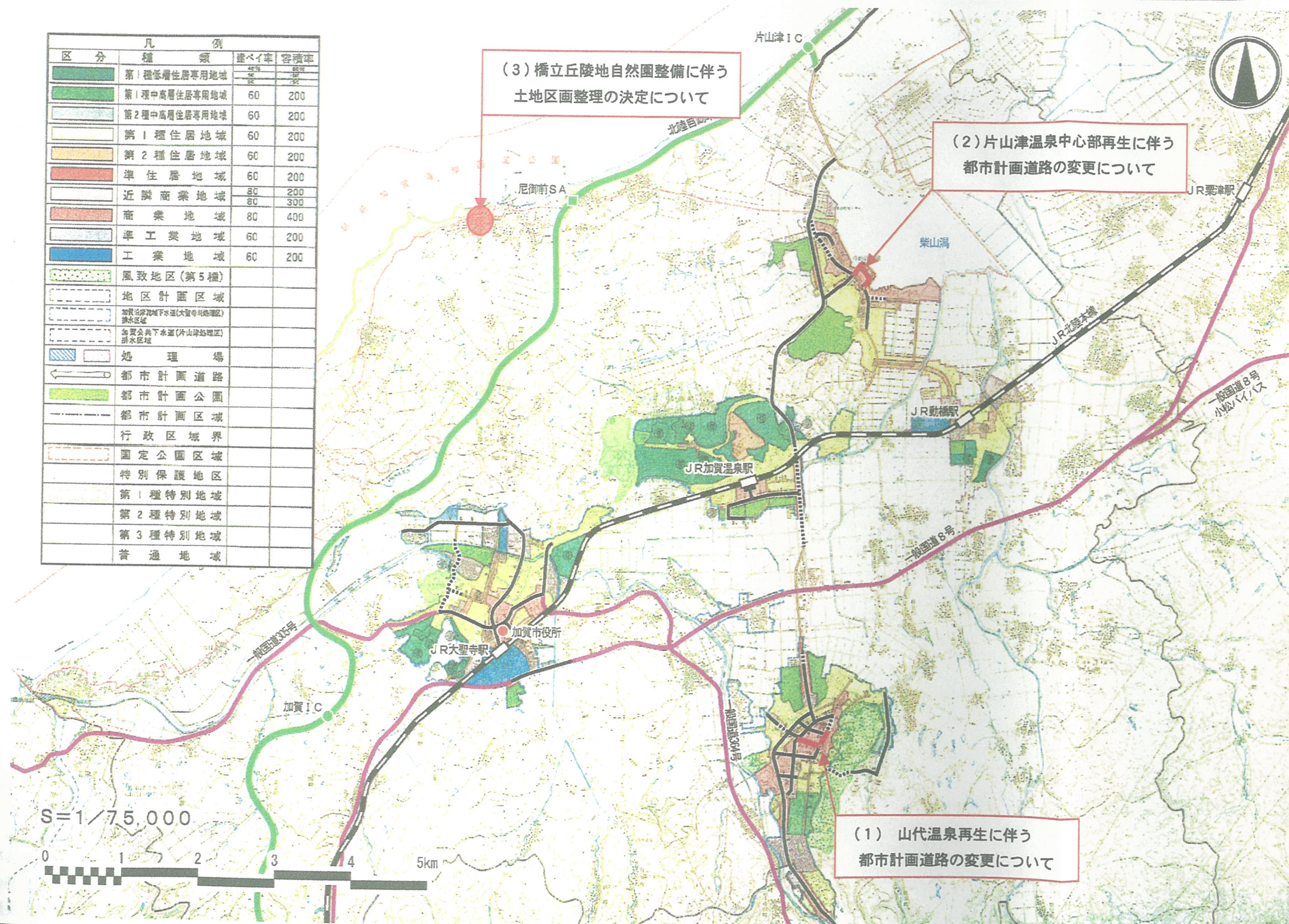
1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成 22 年3月 31 日までとする。

事前説明位置図

区分	凡 例	建ぺい率	容積率
第1種低層住居専用地域		60	200
第1種中高層住居専用地域		60	200
第2種中高層住居専用地域		60	200
第1種住居地域		60	200
第2種住居地域		60	200
準住居地域		60	200
近隣商業地域		80	200
商業地域		80	400
準工業地域		60	200
工業地域		60	200
風致地区(第5種)			
地区計画区域			
加賀市排水下水道(大聖寺川流域)排水区域			
加賀市排水下水道(片山津地区)排水区域			
処理場			
都市計画道路			
都市計画公園			
都市計画区域			
行政区域界			
固定公園区域			
特別保護地区			
第1種特別地域			
第2種特別地域			
第3種特別地域			
普通地域			



加賀都市計画道路の変更（石川県決定）

都市計画道路中 3・4・21 東山線、 3・5・27 号山代動橋線を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番 号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 の 線 数	幅 員	地表式 の区間 における 鉄道等との 交差の 構造	
幹線道路	3・4・21	東山線	山代温泉 16 字	山代温泉 神明町	—	約 600m	地表式	—	16m	幹線街路 との平面 交差5箇所	起点付近に 約 1,000 m ² の駅前広場 を設ける
	3・4・21	東山線	山代温泉 16 字	山代温泉 神明町	—	約 600m	地表式	2 車線	16m	幹線街路 との平面 交差5箇所	起点付近に 約 2,500 m ² の広場を設 ける
	3・5・27	山代 動橋線	山代温泉 18 字	山代温泉 39 字	—	約 1,040 m	地表式	—	12m	幹線街路 との平面 交差4箇所	起点付近に 約 2,480 m ² の広場を設 ける
		ただし	山代温泉 18 字	山代温泉通	—	約 220m	地表式	—	16m		
	3・5・27	山代 動橋線	山代温泉 18 字	山代温泉 39 字	—	約 970m	地表式	2 車線	12m	幹線街路 との平面 交差4箇所	起点付近に 約 2,030 m ² の広場を設 ける

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

- 3・4・21 東山線は、3・5・29 中央街通線廃止に伴い中央街通線起点の広場面積を 3・4・21 東山線起点の広場面積に加えるため、変更するものである。
- 3・5・27 山代動橋線は、明治時代の総湯の再現をシンボルとして、早期の歴史的街並み景観づくりが必要となり、幅員 16mの都市計画道路区域には旅館や商店が連担するほか、明治や大正期の歴史的建造物が多く支障となっている。このため、地区内の安全で円滑な交通を確保し、歴史的資源の保全と早期事業化の実現に向けて、幅員 12mに変更するものである。

加賀都市計画道路の変更（加賀市決定）

都市計画道路中 3・5・29 中央街通線を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番 号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 の 線 数	幅 員	地表式 の区間 における 鉄道等との 交差の 構造	
幹線道路	3・5・29	中央街 通線	山代温泉 16 字	山代温泉 18 字	—	約 270m	地表式	—	12m	幹線街路 との平面 交差2箇所	起点付近に 約 1,500 m ² の広場を設 ける
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廃止

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

- 3・5・29 中央街通線は、幹線街路 3・4・21 東山線、3・4・22 山代駅山中線と山代温泉総湯を連絡する幅員 12mの道路であるが、地元から観光客等の散策回遊性の向上が要望されたため、散策ルート「五彩の小径」として自然石舗装による景観整備が行なわれている。また、近傍には代替幹線街路 3・4・23 万松園通線、3・4・24 山背台通線も整備済みであり、さらに沿道には寺院や明治から昭和初期の旅館建築物もあることから、歴史的資源の保全と歩行者に優しい道づくりの実現に向けて廃止するものである。

3・4・21 号 東山線の変更理由

○ 路線の概要

3・4・21 東山線は、昭和 32 年 3 月 30 日付け建設省告示第 379 号により都市計画決定を行い、その後、名称の変更や延長変更等 5 回の見直しを行ってきた。また、本路線は加賀市山代温泉 16 字を起点に山代温泉神明町に至る幅員 16m、延長 600m の幹線街路である。

○ 変更の必要性

3・5・29 中央街通線の都市計画の廃止に伴い、3・5・29 中央街通線起点にある整備済みの広場面積を 3・4・21 東山線起点の広場面積に加えるものである。

3・5・27 号 山代動橋線の変更理由

○ 路線の概要

3・5・27 山代動橋線は、昭和 32 年 3 月 30 日付け建設省告示第 379 号により都市計画決定を行い、その後、名称の変更や一部区域の変更等 3 回の見直しを行ってきた。また、本路線は加賀市山代温泉 18 字を起点に山代温泉 39 字に至る幅員 12m、延長 1,040m の幹線街路であり、このうち山代温泉総湯（共同浴場）のある起点側加賀市山代温泉 18 字から山代温泉温泉通までの 220m 区間は、幅員 16m となっている。

○ 変更の必要性

山代温泉は、「開湯 300 年の歴史を背景に、温泉情緒・歴史文化・自然の感じられる温泉街へと成熟させる」を基本理念に、温泉街の中心に二つの総湯を設け、湯の曲輪（総湯ロータリー部）の再生と温泉通りの賑わい創出を図っている。湯の曲輪には国の登録有形文化財の旅館建築や明治期等に建てられた歴史的建造物が残る区域であることから、市民向け総湯の建設とシンボルとなる明治時代の総湯を再現し、湯の曲輪の歴史的街並み景観の保全と再生、総湯を核とした回遊性のある歩行者にやさしいみちづくり・まちづくりの実現を図る。また、湯の曲輪周辺区域においては景観形成基準を設けて建築形態の誘導が検討されている。

本変更区間には、明治から昭和初期の旅館建築が残っており、更に 3 階建ての旅館、商店が連担していることから、幅員 16m の現都市計画道路区域では歴史的建造物などが支障となってしまうため、地区内の安全で円滑な交通を確保し、かつ歴史的資源の保全と早期事業化の実現に向けて、幅員 12m に変更するものである。

3・5・29 号 中央街通線の変更理由

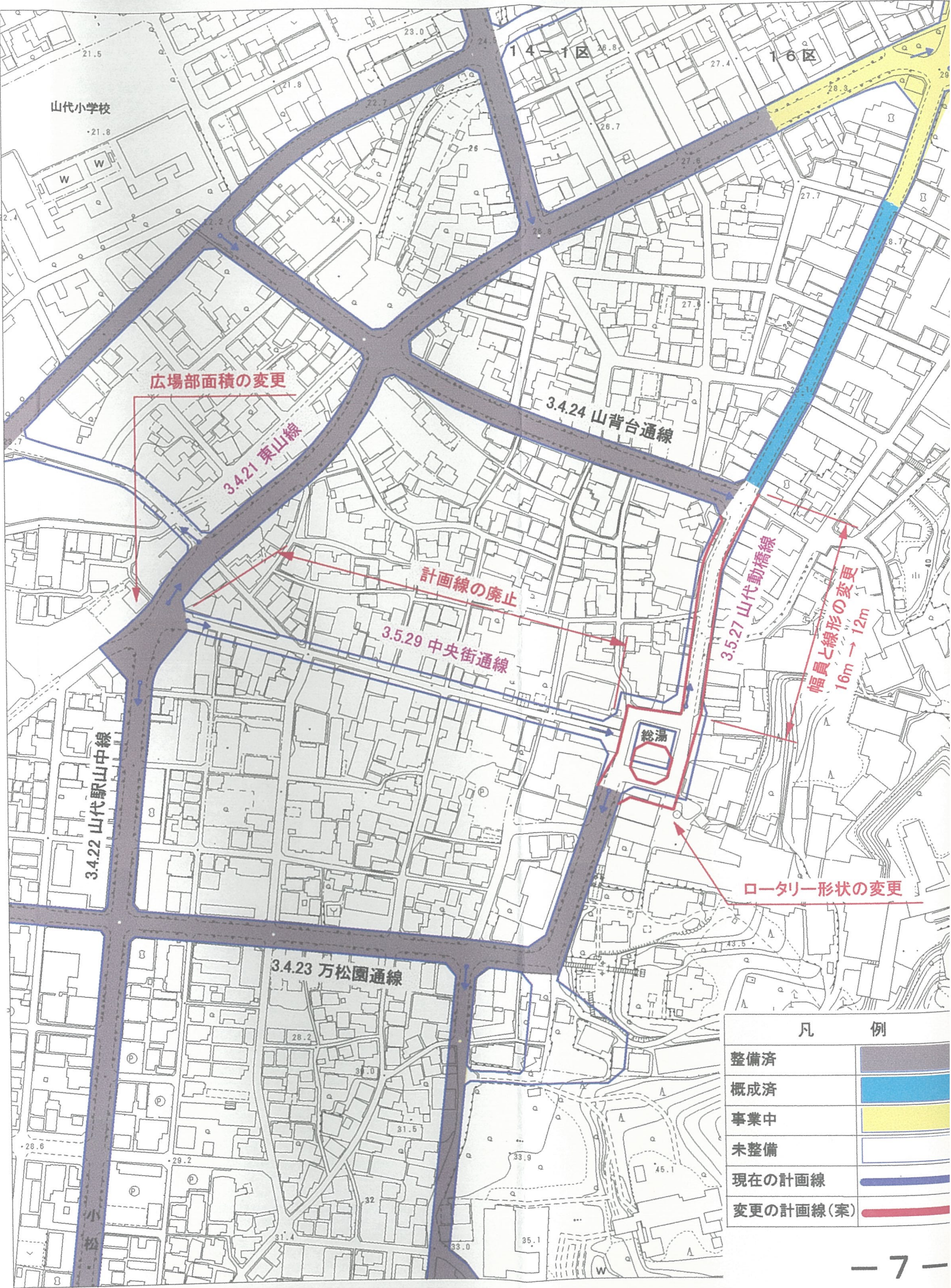
○ 路線の概要

3・5・29 中央街通線は、昭和 32 年 3 月 30 日付け建設省告示第 379 号により都市計画決定を行い、その後、名称の変更や幅員変更等 4 回の見直しを行ってきた。また、本路線は加賀市山代温泉 16 字を起点に山代温泉 18 字に至る計画道路幅員 12m、道路延長 270m の幹線街路である。

○ 変更の必要性

本路線は、幹線街路 3・4・21 東山線、3・4・22 山代駅山中線と山代温泉総湯を連絡する幅員 12m の幹線街路であり、昭和 32 年当時現在の 3・4・21 東山線起点部にあった電気鉄道「山代西口駅」から総湯までの連携を担う補助幹線街路として位置づけられ都市計画決定された。しかし、昭和 40 年代後半の電車廃線に伴い、本路線の道路網としての必要性が希薄となった。近傍には代替幹線街路 3・4・23 万松園通線、3・4・24 山背台通線が整備済みである。また、沿道には寺院や明治から昭和初期の旅館建築もあることから、総湯を核とした歩行者にやさしい回遊性の確保を目指して、平成 11～13 年に散策ルート「五彩の小径」として自然石舗装による景観整備が行なわれている。

このことから、歴史的資源の保全と周辺街並み整備の支援を行なうため、歩行者優先となっている現道は局部的に改良するものとし、道路拡幅を行なう現都市計画道路計画を廃止するものである。



都市計画道路 3.5.27 山代動橋線の変更案について

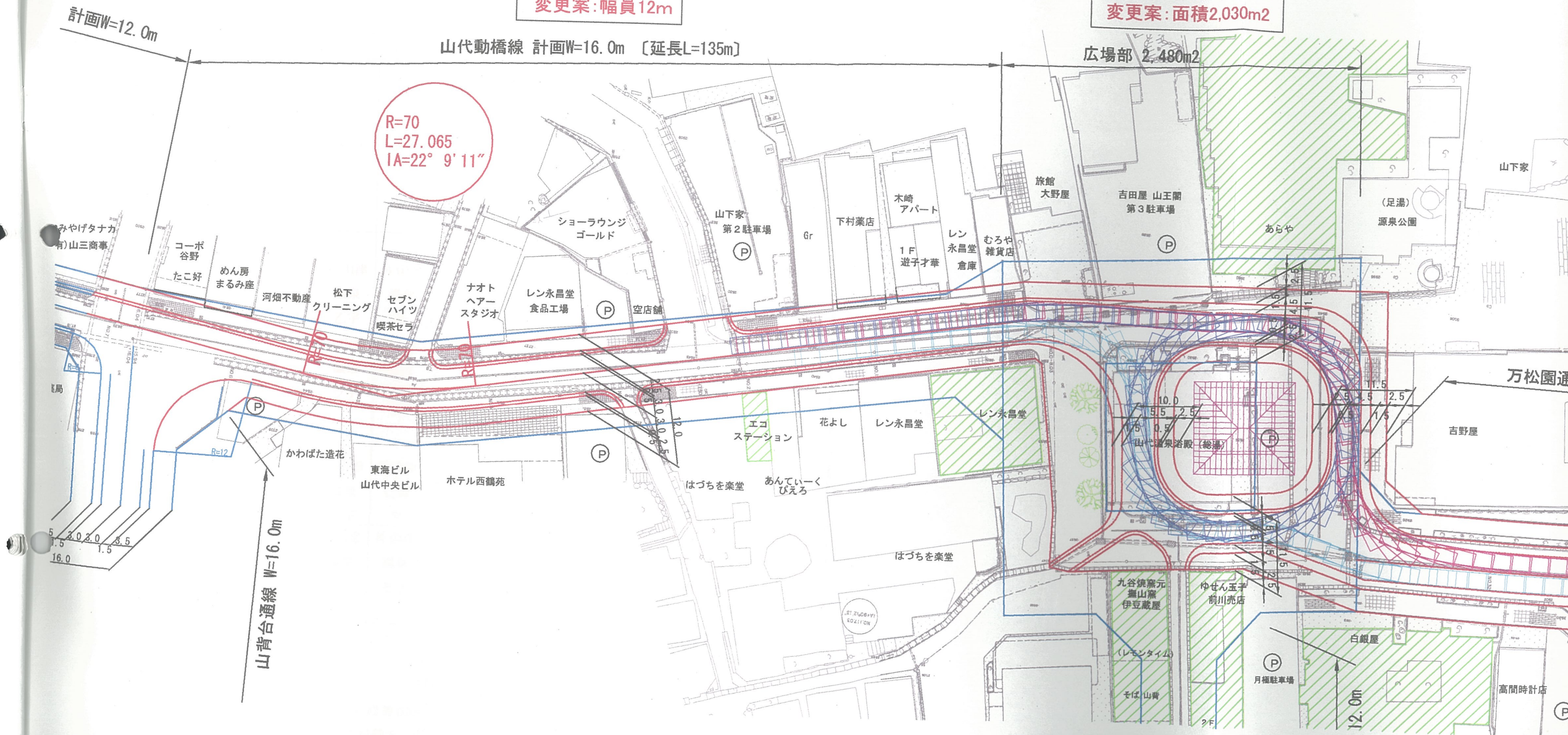
【本線部】
現計画:幅員16m
変更案:幅員12m

【広場部】
現計画:面積2,480m²
変更案:面積2,030m²

山代動橋線 計画W=16.0m [延長L=135m]

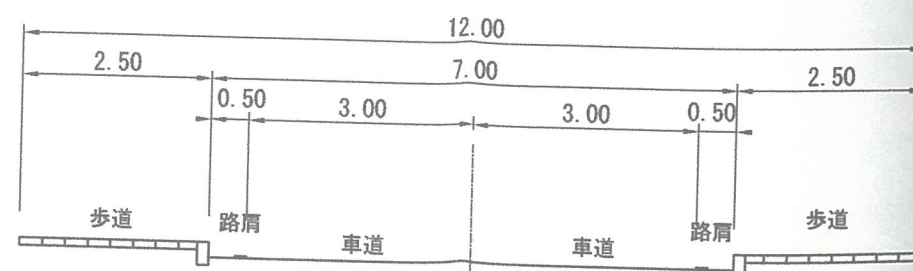
広場部 2,480m²

R=70
L=27.065
IA=22° 9' 11"



温泉通り
[計画幅員12m]

凡 例	
都市計画道路区域 (現在)	
都市計画道路区域 (見直しW12m案)	



加賀都市計画道路の変更（加賀市決定）

都市計画道路中 3・5・46 温泉街通線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形成	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差点の機能	
幹線道路	3・5・46	温泉街通線	片山津温泉乙字	片山津温泉モ	—	約450m	地表式	2車線	15m	幹線道路と平面交差2箇所	
		ただし	片山津温泉ウ字	片山津温泉モ字	—	約200m	地表式	2車線	12m		
	3・5・46	温泉街通線	片山津温泉乙字	片山津温泉モ	—	約450m		2車線	15m	幹線道路と平面交差2箇所	
		ただし	片山津温泉ウ字	片山津温泉モ字	—	約200m	地表式	2車線	12m		

「区域及び構造は計画書指示のとおり」

理由

3・5・46 温泉街通線は、起終点を 3・5・42 片山津中央線に連結する柴山湯側の旅館等を連携する補助幹線道路である。片山津中心部は、歩行空間の充実を目的とした公園整備、散策路整備等が行われている。又、温泉街通線沿線に建ち並ぶ旅館群には廃業旅館が多く一体的に再生を計画する施策も検討中である。それらの施策により交通量の増加が予測される本路線において、車両の良好な交通機能の確保を目指し、差点及び屈折部における隅切部の変更を行う。

都市計画道路の変更理由書

3. 5. 4 6 号温泉街通線の変更理由

○ 路線の概要

（都）3・5・46 温泉街通線は、昭和 38 年 8 月 12 日付け建設省告示 1894 号により都市計画決定を行い、その後、名称変更や幅員変更等 3 回の見直しにより、起点の加賀市片山津温泉乙字から終点の片山津温泉モ字に至る計画幅員 15m、道路延長 450mの都市計画道路ある。又、当該路線は、片山津温泉街を縦断する片山津中央線に起終点を接続し、柴山湯沿いの地区を連携する整備済み補助幹線道路である。周辺の建物用途は商業施設である。（用途地区；商業地域）

加賀都市計画道路の変更（3・5・46 号温泉街通線）

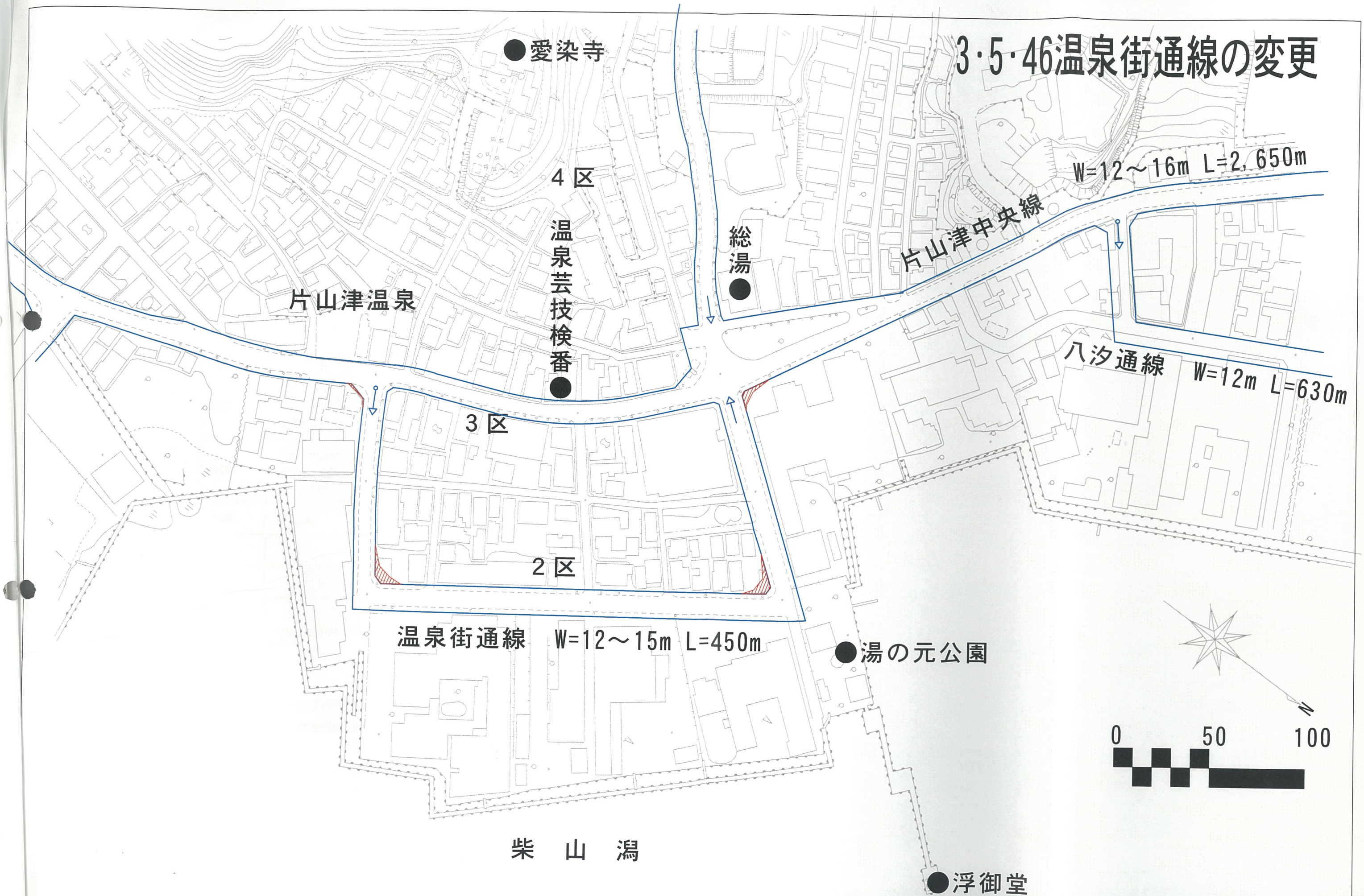
名 称	新規変更年月日 告 示 番 号	変 更 概 要
3・5・46 温泉街通線	S 38. 8. 12 建 1984	8－446 新 規
	S 44. 7. 18 市 16	12－447 名称変更、幅員変更（防災）
	S 44. 11. 17 市 23	12－450 幅員変更（防災）
	S 48. 11. 7 市 35	名称変更

○ 変更の必要性

片山津温泉中心地区は、平成 14 年度より補助採択された『まちづくり総合支援事業』（H16 年度からまちづくり交付金事業）により公園、散策路整備、道路拡幅とセミモール化を行う片山津中央線整備により、街並みを歩いて楽しめる環境を整え、行政と地域住民、そして温泉旅館・商店街が一体となって地域資源を活用した地区の魅力向上と賑わいのある市街地の形成に取り組んでいる。

上記施策による整備が進められている地区では、地区低迷の象徴となっている廃業旅館群を温泉総湯の新築工事や多目的広場を合せた一体的な整備による新たな中心部の魅力向上についての計画を進めており、当該温泉街通線においても新しい中心街にふさわしい街路の再整備が望まれている。そこで、（都）温泉街通線は周辺整備施策により交通量の増加が予測される為、車両の良好な交通機能の確保を目指し、差点及び屈折部における隅切部の変更を行うものである

3・5・46温泉街通線の変更



加賀都市計画土地区画整理事業の決定（加賀市決定）

都市計画橋立土地区画整理事業を次のように決定する。

名称		橋立土地区画整理事業		
面積		約 41.3 ha		
公共施設の配置	道路	都市計画に定める予定のものはない。		
	公園及び緑地	同上		
	その他の公共施設	種 別	名 称	規 模
		道路	(仮) 橋立加佐ノ岬線 (仮) 橋立公園線	A= 1.6ha W=7.0～15.0m L=1,350m
			区画道路	A= 0.8ha W=6.0m L=1,400m
		公園	(仮) 橋立自然園	A=28.7ha (水辺空間・多目的広場等) 69.4%
			保全緑地	A= 4.1ha 9.9%
		水路	調整池	A= 0.5ha
宅地の整備	民有地			A= 2.6ha
	保留地			A= 3.0ha (公共施設用地)

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

1. 橋立丘陵地において、豊かな自然環境を活用した自然とふれあえる空間の創出を目指し、自然園、緊急避難道路、宅地等の総合的な施設を設けるため決定するものである。

橋立丘陵地の概要

(橋立町の特徴)

- ・ 橋立町は加賀海岸国定公園に指定されている海岸線に位置し、海岸線は台地と砂丘により構成されている。
- ・ 台地は海拔 20～60m の緩やかな起伏を持ち、橋立町付近では海蝕崖など特有の海岸地形を形成。加佐ノ岬や尼御前岬では奇岩景勝が見られる。
- ・ 丘陵地には、ため池など止水域が多く、水生植物が豊富である。
- ・ また、橋立町は、江戸時代から明治時代にかけて、北海道と大阪を結ぶ北前船の船主の集落として栄え、『北前船の里』として知られている。
- ・ 集落内には、船主邸、船乗り邸など、当時の生活を偲ばせる歴史的資源が多く残り、歴史的街並みや文化を伝えている。平成 17 年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



■北前船の里資料館



■橋立集落内の街並み



■加佐ノ岬



■橋立港



■北前船主屋敷 蔵六園



■尼御前岬

対象地の概要

(対象地の状況)

- ・ 対象地に定住者はおらず、緑地（自然林・人工林）、畑地・草原、湿地帯で構成されている。

(対象地の位置づけ)

- ・ 対象地は、上位計画である『加賀市都市計画マスタープラン』において、“自然や歴史文化資源を生かした個性と活力あるまちづくりを行う地域”に位置づけられている。

(計画の背景)

- ・ 加賀海岸一帯は、航空自衛隊小松基地の自衛隊機進入空路の直下にあたり、常に航空機事故、航空機からの落下物等の危険や騒音被害があるため、防衛施設庁から生活環境の改善に必要な補助が受けられる区域である。
- ・ 平成 16 年度に、防衛施設庁の補助を受け、海岸沿いの湖北地区・金明地区・橋立地区にかけて、まちづくり構想の調査を実施した。
- ・ この調査により、加賀海岸国定公園に隣接し豊かな自然がある橋立の丘陵地域が、新市の将来像「私たちがつくる水と森のふるさと」に合致する候補地として提案された。
- ・ 平成 18 年度から、効果的・重点的に実施することができる防衛補助事業の「防衛施設周辺整備統合事業」を活用し、整備構想の実現を目指す。

(計画の概要)

- ・ 豊かな自然を活用して、植物園、ビオトープをはじめ散策路や避難場所としても活用できる多目的広場等のある「自然園」を整備し、合わせて橋立地区の災害時の避難通路となるバイパス道路の整備を計画する。

区域面積 41.3ha

1. 自然園整備・・・・・・・・・・・・・約 28ha

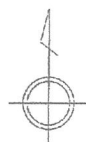
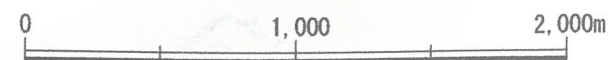
- 多目的広場（避難広場）
- 親水空間
- 保全緑地

2. 緊急避難道路整備〔バイパス道路新設〕・・・・約 2ha (L=1,350m)

3. 住宅地等の整備・・・・・・・・・・・・・約 11ha

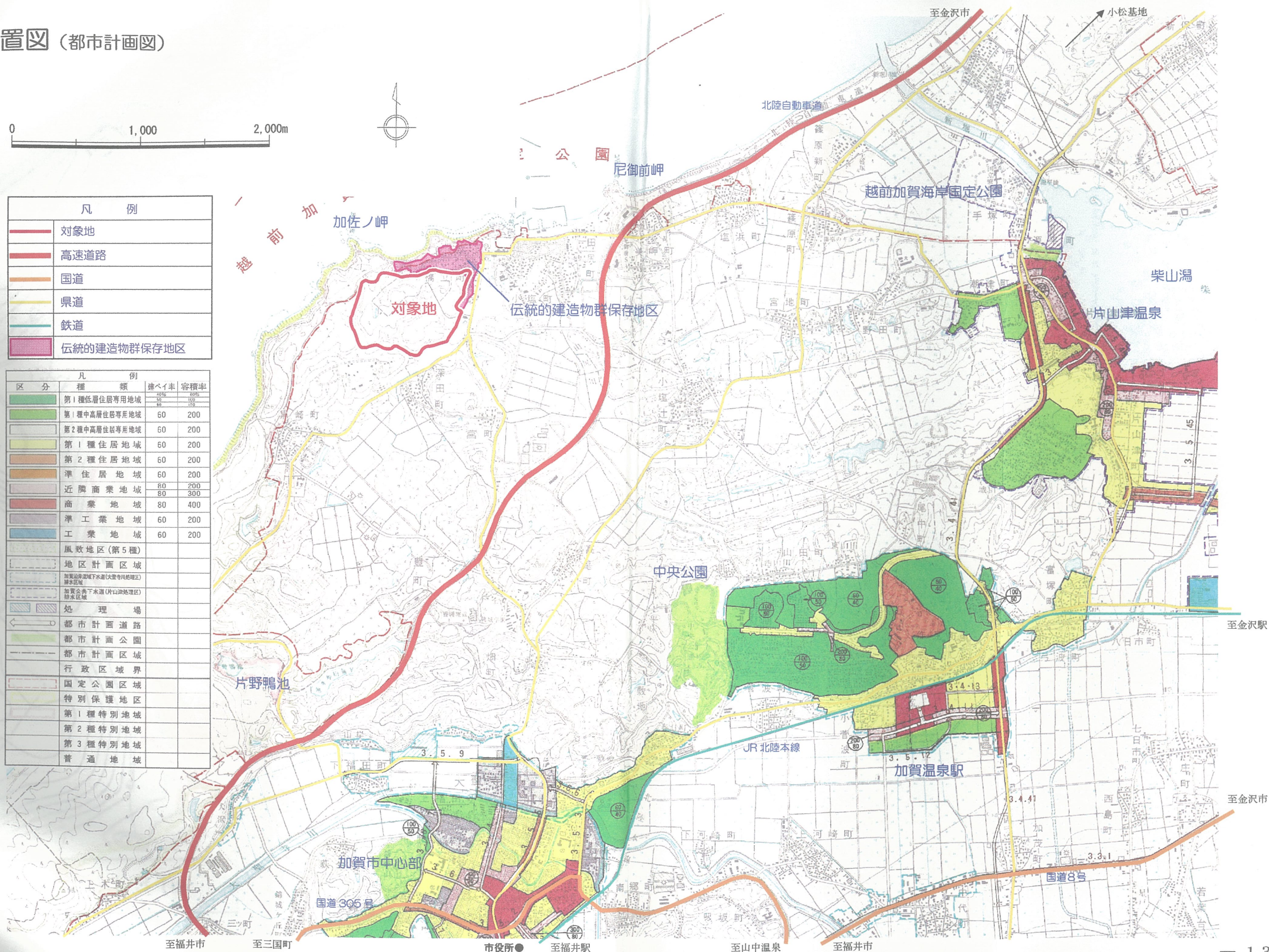
(宅地 6ha+区画道路 1ha+保全緑地 4ha)

位置図 (都市計画図)



凡 例	
 	対象地
 	高速道路
 	国道
 	県道
 	鉄道
 	伝統的建造物群保存地区

凡 例		
区 分	種 類	容積率
 	第1種低層住居専用地域	40%
 	第1種中高層住居専用地域	60%
 	第2種中高層住居専用地域	60%
 	第1種住居地域	60%
 	第2種住居地域	60%
 	準住居地域	60%
 	近隣商業地域	80%
 	商業地域	80%
 	準工業地域	60%
 	工業地域	60%
 	風致地区(第5種)	
 	地区計画区域	
 	加賀沿岸域下水道(大聖寺川流域)排水区域	
 	加賀公共下水道(片山津地区)排水区域	
 	処 理 場	
 	都市計画道路	
 	都市計画公園	
 	都市計画区域	
 	行政区域界	
 	国定公園区域	
 	特別保護地区	
 	第1種特別地域	
 	第2種特別地域	
 	第3種特別地域	
 	普通地域	



■土地利用ゾーニング図

